仙台市地域防災計画【共通編】修正案 新旧対照表(抄)

旧頁	旧	新					
第 2 部 第 2 章 第 18 節	2. 災害対策関連事業の推進〔危機管理局、環境局、都市整備局、建設局〕 (中略)	2. 災害対策関連事業の推進〔危機管理局、環境局、都市整備局、建設局〕 (中略)					
災害に強い	(1) (略)	(1) (略)					
街づくり P179~	(2) 公園整備事業 都市公園は、都市の骨格を形成し良好な地域づくりに寄与するとともに、レクリエーションの場や災害発生時の避難・救援活動の場など多くの複合した機能を有する都市の根幹的施設である。 東日本大震災においては、上記機能のみでなくボランティアセンター、応急仮設住宅の建設用地、ごみ・がれき類の一時集積場等として、市街地内の貴重なオープンスペースとしての機能も発揮している。 このように、防災上の観点からも身近な公園の果たす役割が認められていることから、都市公園の整備計画のなかで、防災公園としては、広域避難地の機能を有する全体計画面積が10ha以上の都市公園(ただし、都市公園面積が10ha 未満でも周辺空き地と併せて10ha以上になる都市公園も含む)の整備と、一次避難地の機能を有する全体計画面積 1ha以上になる近隣公園や地区公園等の整備、またいっとき避難場所としての運用が可能な街区公園を中心とした身近な公園整備を進めていく。	の場や災害発生時の避難・救援活動の場など多くの複合した機能を有する都市の根幹的施設である。 東日本大震災においては、上記機能のみでなくボランティアセンター、応急仮設住宅の建設用地、ごみ・がれき類の一時集積場等として、市街地内の貴重なオープンスペースとしての機能も発揮している。 このように、防災上の観点からも身近な公園の果たす役割が認められていることから、都市公園の整備計画のなかで、防災公園としては、広域避難地の機能を有する全体計画面積が10ha以上の都市公園(ただし、都市公園面積が10ha未満でも周辺空き地と併せて10ha以上になる都市公園も含む)の整備と、一次避難地の機能を有する全体計画面積1ha以上になる近隣公園					
	アー都市公園の現況	アの都市公園の現況					
	令和 3-年 4 月 1 日現在	令和 <u>5</u> 年 4 月 1 日現在	時点更新				
	区分 広域防災拠点 (50 ha 以上) 広域避難地 (10 ha 以上) 一次避難地 (1 ha 以上) 箇所数 1公園 34公園 129公園 平成30年度末 整備対象面積 94.8ha 1,193.2ha 326.6ha	区分 広域防災拠点 (50 ha 以上) 広域避難地 (10 ha 以上) 一次避難地 (1 ha 以上) 箇所数 1公園 19公園 106公園 今和4年度末整備対象面積 95.5ha 483.3ha 246.9ha ※ 広域避難地には県営公園1か所 15.4 ha を含む。 (資料 6-19「防災公園一覧」参照)	時点更新参照資料の追加				

旧頁	H	新				
第 2 部	_(追加)_	ウ 都市公園のうち、身近な防災活動拠点等の機能を有した公園				
第 2 章		<u> </u>	区 分 <u>身近な防災活動の拠点や帰宅支援の場所の機能を有した公園</u> (500 ㎡以上)		所の機能を有した公園	拠点等の機能を
災害に強い		籄	所 数	<u>710 公園</u>		有した公園を追
街づくり			·	(資料 6-1	(資料 6-19「防災公園一覧」参照)	記
P179~	<u> (足加)</u>		設の災害時におけ			1 八田神(性)ったっ
		区分	<u>施設名</u>	<u>災害時における役割</u>	<u>運営</u>	公園整備に係る 公園 施設 の役
		園路広場	<u>園路</u>	避難や諸活動の動線		割・運営を追記
			広場	災害発生時の避難場所、一時的な 避難生活のためのオープンな場所		
			植栽	市街地火災等における延焼遅延や 防止、津波災害時の津波エネルギ 一の減衰、避難広場の安全・安心 の確保		
		修景施設	日陰だな	一時的な避難場所、災害時の救護 活動等の場所	地元組織や公園官埋石・ 指定管理者等による運営	
			水景施設	防火・消火用水、生活用水の貯留 や取水等の場所		
			<u>つき山</u>	浸水被害時の一時的な退避場所		
			<u>休憩所</u>	屋根付きのスペースで避難活動・ 救護活動の拠点	地元組織や公園管理者・	
		休養施設	ベンチ・野外卓	応急手当や救護時のベットスペー スなど	指定管理者等による運営	
			<u>炊事場・</u> <u>キャンプ場</u>	一時的な避難生活の場、炊き出しや調理場所	公園管理者・指定管理者・防災部局等の連携による運営	
			庭球場	救援物資の保管場所や中継拠点		
		運動施設	野球場 運動広場 パークゴルフ場 <u>馬術場</u>	災害発生時の避難場所、一時的な 避難生活の場所、救援物資の保管 場所や中継拠点、臨時的なヘリポ ート	公園管理者・指定管理者 ・防災部局等の連携によ る運営	
			<u>体育館</u>	屋根付きのスペースで避難活動・ 救護活動の拠点、救援物資の保管 場所や中継拠点		
		教養施設	野外音楽堂 体験学習施設	災害時の諸活動や支援拠点の場所 、情報伝達場所	<u>公園管理者・指定管理者</u> ・防災部局等の連携による運営	
		(0/0)				

旧頁	旧	新				備考	
第2部第2章	(追加)			<u>駐車場</u>	<u>災害時の諸活動の活動支援場所、</u> 各種車両の駐車場所	公園管理者・指定管理者 ・防災部局等の連携によ る運営	公園整備に係る 公園 施設 の 役
第18節 災害に強い 街づくり		1	便益施設	<u>トイレ</u>	避難時の衛生設備	地元組織や公園管理者・	割・運営を追記
日 3く9 P179~				水飲み場	避難時の飲用水・生活用水の確保	指定管理者等による運営	
			管理施設	管理事務所 その他管理施設	災害時の公園や施設の運営・管理 ・諸活動等の活動拠点、救護活動 の場所	<u>公園管理者・指定管理者</u> <u>・防災部局等の連携による運営</u>	
				備蓄倉庫	<u>災害時の備蓄資材の保管場所</u> 防火・消火用水や生活用水等の		
				耐震性貯水槽	<u>貯留</u>	-	
			/// rts rts /r.	<u>放送施設</u> 	非常時の情報伝達	公園管理者・指定管理者	
			<u>災害応急</u> <u>施設</u>	<u>ヘリポート</u>	救援救護活動や救援物資・応急物 資の輸送場所	・防災部局等の連携による運営	
				発電施設	災害時の照明や動力等のための発 <u>電</u>		
			<u>その他</u>	避難の丘 展望台	津波発生時の緊急避難場所	<u>公園管理者・指定管理者</u> ・防災部局等の連携による運営	